

平成23年度使用藤沢市教科用図書採択方針について
平成23年度使用藤沢市教科用図書採択方針を次のとおり定める。

2010年（平成22年）5月17日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

採択方針

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、平成23年度に使用する藤沢市教科用図書の採択を円滑に進めるため、採択方針を定める必要による。

平成23年度使用藤沢市教科用図書の採択方針

藤沢市教育委員会

藤沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、国、県の通知を踏まえて、平成23年度使用藤沢市教科用図書の採択方針を次のとおり定める。

1 基本的な考え方

(1) 国、県、市の資料等を踏まえて採択する。

文部科学省の「学習指導要領」、神奈川県教育委員会の「平成23年度使用小学校教科用図書調査研究の観点」、 「平成23年度特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点」及び藤沢市教科用図書採択審議委員会（以下「審議委員会」という。）の「答申」等を踏まえて採択する。

なお、中学校用教科用図書については、平成21年度採択と同一のものを採択する。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第14条）

(2) 公正かつ適正を期し採択する。

静ひつな採択環境を確保し、採択権者としての判断と責任において公正かつ適正な採択を行う。

(3) 学校、児童生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

本市の児童生徒の実態や地域の特性を考慮して採択する。

2 採択する教科用図書

教科用図書は、文部科学大臣から県教育委員会を通して送付される「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。ただし、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書（以下「附則第9条図書」という。）を除く。

(1) 小学校教科用図書

「教科書目録」に登載されているもののうちから採択する。

(2) 中学校教科用図書

平成21年度採択と同一のものを採択する。（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条及び同施行令第14条）

(3) 特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書

「教科書目録」に登載されているもの又は「附則第9条図書」のうちから採択する。

3 採択の日程

(1) 小学校教科用図書採択日程

ア 平成22年5月から6月にかけて、学校及び市役所新館1階ロビー、7階第4会議室で教科用図書見本の展示を行う。

イ 5月から6月にかけて、小学校長に小学校教科用図書の調査研究を行わせ、「教科用図書調査書」を提出させる。

ウ 6月に、藤沢市教科用図書採択審議委員会規則に基づき審議委員会委員及び調査員の委嘱又は任命を行う。

エ 教育委員会委員長は、審議委員会委員長に小学校教科用図書の審議を行い、その内容を答申するよう諮問する。

オ 教育委員会委員長は、審議委員会委員長より審議の内容の答申を受ける。

カ 7月に、公開の教育委員会会議において小学校教科用図書を採択する。

(2) 中学校教科用図書採択日程

平成22年7月に、公開の教育委員会会議において中学校教科用図書を採択する。

(3) 特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書採択日程

ア 平成22年5月から6月にかけて、特別支援学校長及び特別支援学級設置校長に教科用図書の調査研究を行わせ、「特別支援学校及び特別支援学級用教科用図書調査書」を提出させる。

イ 6月に、教育委員会委員長は、審議委員会委員長に特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書について教科ごとに審議を行いその内容を答申するよう諮問する。

ウ 教育委員会委員長は、審議委員会委員長より審議の内容の答申を受ける。

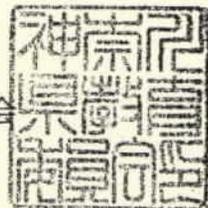
エ 7月に、公開の教育委員会会議において特別支援学校及び小学校若しくは中学校の特別支援学級用教科用図書を採択する。



子教第6号
平成22年4月21日

各市町村教育委員会 殿

神奈川県教育委員会



平成23年度義務教育諸学校使用教科用図書の採択方針について（通知）

このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づき、別添のとおり通知しますので、十分に御配慮くださるようお願いいたします。

問い合わせ先

子ども教育支援課

教育指導グループ 小山、大貫

電話 (045)210-8223 (直通)

平成23年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針

神奈川県教育委員会は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第10条の規定に基づき、平成23年度に義務教育諸学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）において規定する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部をいう。以下同じ。）において使用する教科用図書（学校教育法第34条第1項（同法第49条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）及び附則第9条に規定する教科用図書をいう。以下同じ。）について、市町村の教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長の行う採択に関し、その基準等を定めるとともに、教科用図書採択地区内における市町村立の小学校及び中学校において使用する教科用図書の採択方法について、神奈川県教科用図書選定審議会の答申に基づき、次のとおり定める。

1 平成23年度義務教育諸学校で使用する教科用図書の採択について

- (1) 小学校用教科書・中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）用教科書及び特別支援学校（小学部・中学部）用教科書は、学校教育法附則第9条の規定による教科書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、それぞれの「教科書目録（平成23年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。なお、一般図書（特別支援学校・学級用）の採択は、毎年度、新たな図書を採択することができる。
- (2) 採択地区協議会等は、教科書の採択についての協議の結果において、種目ごとの種類を絞り込むことなく、すべての調査研究の結果を報告すること。
- (3) 複数市町村で採択地区を構成する場合は、協議に臨む前にそれぞれの教育委員会としての採択方針や採択事務に関するルールを事前に定め、予め公表することにより、採択手続を明確にしておくこと。
- (4) 採択権者は、採択の公正確保に向けて、採択事務の円滑な遂行に支障を来さない範囲で、採択にいたる経過、採択理由などを公開し、開かれた採択に努めるとともに、外部からの不当な働きかけ等により採択が歪められないよう静ひつな採択環境を確保すること。
- (5) 神奈川県教科用図書選定審議会の設置期間終了後に教科用図書を採択する必要がある場合は、小学校用教科用図書調査研究の結果（平成23・24・25・26年度使用）及び中学校用教科用図書調査研究の結果（平成22・23年度使用）等を利用し、採択すること。

2 教科用図書採択基準

- (1) 文部科学省の「教科書編集趣意書」、県教育委員会の「調査研究の結果」等を踏まえ、学習指導要領に基づいて調査研究し、採択する。
- (2) 採択権限を有する者の責任において、公明・適正を期し、採択する。
- (3) 学校、児童・生徒、地域等の特性を考慮して採択する。

3 教科用図書採択地区内に2以上の市町村が存する場合の採択方法

教科用図書採択地区内の各市町村教育委員会が協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択するため、次のとおり、教科用図書採択地区協議会（以下「協議会」という。）などを置くことが望ましい。この協議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

- (1) 県教育委員会の教科用図書採択基準に基づき、採択地区の教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。
- (2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。

(3) 協議会は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

ア 各市町村教育委員会

イ 校長会

ウ 教育研究会

エ その他

(4) 協議会には、協議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。

(5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、協議会での協議に必要な資料を作成し、報告する。

(6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、協議会が委嘱する。

(7) その他、協議会における必要な事項は、協議会が各教育委員会の意見を聴いて定めることができる。

4 1つの市等で教科用図書採択地区を構成している場合の採択方法（例）

市町教育委員会が単独で教科用図書を採択するため、次のとおり、教科用図書採択地区（以下「採択地区」という。）に教科用図書採択地区審議会（以下「審議会」という。）などを置くことが望ましい。

この審議会の機能及び組織は、おおむね次のとおりである。

(1) 教科用図書を調査研究し、採択のための資料を作成する。

(2) 教科用図書に対する調査研究の資料等を活用し、種目ごとに教科用図書を調査研究し、その結果を報告する。

(3) 審議会は、おおむね次に掲げる機関・団体の構成員等から選出した者をもって構成する。

ア 教育委員会

イ 校長会

ウ 教育研究会

エ その他

(4) 審議会には、審議に必要な資料を作成するため、調査員会を置く。

(5) 調査員会は、種目ごとの教科用図書を学習指導要領の内容の取扱いなどについて調査研究し、審議会での審議に必要な資料を作成し、報告する。

(6) 調査員は、学校教育に経験豊かな者のうちから、教育委員会が委嘱する。

(7) その他、審議会における必要な事項は、審議会が教育委員会の意見を聴いて定めることができる。

5 平成23年度使用小学校教科用図書調査研究の観点及び平成23年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点

(1) 平成23年度使用小学校教科用図書調査研究の観点

平成23・24・25・26年度使用小学校教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の児童の学習等に鑑み、教材・配列などの取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 教育基本法において、新たに規定された〔教育の目標〕（第2条）及び〔学校教育〕（第6条第2項）の内容を踏まえているか。
- 学校教育法において、新たに規定された〔小学校教育の目標〕（第30条）の内容を踏まえているか。
- 学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか。また、教育内容の主な改善事項のうち、次の内容を踏まえているか。
 - ・言語活動の充実
 - ・伝統や文化に関する教育の充実
 - ・道徳教育の充実
 - ・体験活動の充実

(4) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容を踏まえているか。
 - 〔思いやる力〕 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - 〔たくましく生きる力〕 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - 〔社会とのかかわる力〕 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(7) 内容

- 内容の程度は、児童の発達の段階に即して適切であるか。
- 既習内容を定着させるため、繰り返し学習させる内容は充実しているか。
- 社会的状況を反映した題材を取り上げ、児童が興味を持って学習できるように配慮されているか。
- 他の教科等との関連が必要に応じて取り上げられているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。
- 児童の理解や習熟の程度に応じた、発展的な学習の内容の取扱いは適切であるか。

(1) 構成・分量・装丁

- 内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。
- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、児童が使いやすいように配慮されているか。

(オ) 表記・表現

- 文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。
- 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- 文章・図版などの割付けは適切であるか。

イ 教科・種目別の観点

(ア) 国語（書写を除く）

- 各領域（話すこと・聞くこと、書くこと、読むこと）で、学習指導要領に示された言語活動例は適切に取り上げられているか。
- 伝統的な言語文化の教材例は適切に取り上げられているか。
- 学年別漢字配当表に配当されている漢字や新出語句の提示は適切であるか。

(イ) 書写

- 毛筆と硬筆の教材例の提示及び関連は適切であるか。
- 姿勢や筆記用具等の扱いについての提示は適切であるか。
- 日常生活との関連を図った教材例は適切に配列されているか。

(ウ) 社会

- 社会的事象に関する基礎的な知識や技能等を習得させる工夫がされているか。
- 地図、統計、各種の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、児童の発達の段階に即しているか。
- 作業的、体験的な学習や問題解決的な学習は適切に取り上げられているか。

(エ) 地図

- 基本図・部分図・資料図・索引などは適切に配列されているか。
- 統計、各種の資料は、最新のデータを使うなど信頼性があり、児童の発達の段階に即しているか。
- 地図を活用した自主的な学習をするための工夫がされているか。

(オ) 算数

- 算数的活動として、作業的・体験的な活動や具体物を用いた活動などが適切に配列されているか。
- 基礎的、基本的な知識、技能の定着を図るため、発達や学年の段階に応じたスパイラルによる学習活動は適切に配列されているか。
- 言葉、数、式、図、表、グラフなどを用いて表現したり、説明したりする活動は適切に取り上げられているか。

(カ) 理科

- 観察、実験、ものづくり、栽培、飼育の5つの活動は問題解決の能力の育成に適した配列や内容になっているか。
- 見通しをもって観察、実験などを行ったり、それらの結果を整理し考察し表現したりするために、図や表、挿絵等は適切に配列されているか。
- 環境教育に関する図表や写真などの資料は児童の発達の段階に即しているか。

(キ) 生活

- 自分と身近な人々、社会及び自然とのかかわりが具体的に把握できる内容構成になっているか。
- 気付きの質が高まるような多様な学習活動が扱われているか。
- 児童の興味・関心を喚起させるような活動（学習対象に直接働きかける活動、体験的な活動）は発達の段階に応じて適切に取り上げられているか。

(ク) 音楽

- 表現や鑑賞の教材は、多様な音楽の中から児童の発達の段階に応じて適切に選択されているか。
- 表現や鑑賞及び共通事項の学習内容が相互に関連しながら取り扱われ、音楽活動の基礎的な能力を培う学習の展開は工夫されているか。
- 我が国や郷土の伝統音楽を扱う学習内容は充実しているか。

(ケ) 図画工作

- 児童が感性を働かせながらつくりだす喜びを味わえるように、表現及び鑑賞の内容や題材は適切に取り上げられているか。
- 表現や鑑賞の教材が、多様な表現の方法や題材の中から児童の発達の段階に応じて、適切に選択されているか。
- 印刷やレイアウトは、色彩豊かで美的な表現及びバランスのとれた構成となっているか。

(コ) 家庭

- 日常生活に必要な衣食住の基礎的・基本的な知識及び技能を身に付けられるように、実践的・体験的な学習活動を題材として適切に取り上げられているか。
- 家庭生活への関心を高め生活の営みの大切さに気付くよう、内容構成は工夫されているか。
- 家族の一員として、生活をよりよく工夫する能力と態度を育てるための学習活動は適切に取り上げられているか。

(ク) 保健

- 児童が主体的に学習に取り組めるよう、課題をもち、解決に向けて取り組み、過程を振り返ることができる構成となっているか。
- 興味関心が高まるよう、イラスト、写真、事例等の資料が身近な生活に関する内容で、分かりやすく工夫されているか。
- 思考力・判断力が身に付き、実践的な理解が深まるよう、知識を活用する学習活動が適切に取り上げられているか。

(2) 平成23年度使用特別支援教育関係教科用図書調査研究の観点

小学校若しくは中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の特別支援学級又は特別支援学校の小学部若しくは中学部において使用する教科用図書が、学習指導要領に定められた各教科の目標や本県の障害のある児童・生徒の障害の程度や発達の状態等に鑑み、その取扱いが適切なものであるかという視点に基づき、以下に具体的な「観点」の項目を定める。

ア 教科・種目に共通な観点

(7) 教育基本法、学校教育法及び学習指導要領との関連

- 教育基本法において、新たに規定された〔教育の目標〕（第2条）及び〔学校教育〕（第6条第2項）の内容を踏まえているか。
- 学校教育法において、新たに規定された〔小学校教育の目標〕（第30条）及び〔中学校教育の目標〕（第46条）の内容を踏まえているか。
- 学習指導要領の各教科の目標を踏まえているか。また、教育内容の主な改善事項のうち、次の内容を踏まえているか。
 - ・言語活動の充実
 - ・伝統や文化に関する教育の充実
 - ・道徳教育の充実
 - ・体験活動の充実

(4) かながわ教育ビジョンとの関連

- 教育目標（めざすべき人間力像）に掲げた、次の内容を踏まえているか。
 - 〔思いやる力〕 他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力を育てる。
 - 〔たくましく生きる力〕 自立した一人の人間として、社会をたくましく生き抜くことのできる力を育てる。
 - 〔社会とかかわる力〕 社会とのかかわりの中で、自己を成長させ、社会に貢献する力を育てる。

(ウ) 内容

- 内容の程度は、児童・生徒の発達の段階や障害の状態・能力・適性からみて適切であるか。
- 内容の選択と扱いは学習指導を進める上で適切であるか。
- 児童・生徒の生活や経験及び関心に対する配慮がなされ、かつ、自主的・自発的な学習を進める上でも適切であるか。
- 他の教科等及び自立活動との関連が必要に応じて配慮されているか。
- 一面的な見解だけを取り上げているところはないか。

(イ) 構成・分量・装丁

- 内容は全体として系統的、発展的に構成されているか。
- 各内容の分量とその配分は適切であるか。
- 体裁がよく、堅牢であり、児童・生徒が使いやすく、安全性にも配慮されているか。

(オ) 表記・表現

- 文章表現や漢字・かなづかい・用語・記号・計量単位・図版などの使用は適切であるか。
- 文字の大きさ・字間・行間・書体などは適切であるか。
- 文章・図版などの割付けは適切であるか。

イ 教科・種目別の観点

教科・種目別の観点については、平成23年度使用小学校教科用図書調査研究の観点及び平成22年度使用中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）教科用図書調査研究の観点に準ずるものとする。

子教第3号

平成22年4月16日

各市町村教育委員会教育長 殿

神奈川県教育委員会教育長



平成23年度使用教科書の採択及び採択事務処理について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありました。については、平成23年度使用教科書の採択にあたっては、通知事項に十分御留意のうえ、適切に処理されるようお願いいたします。

また、所管の採択関係者に対しても、格段の御指導をお願いするとともに、本年度の採択が適正に行われるよう御配慮願います。

なお、当通知とともに、文部科学省初等中等教育局教科書課長通知「平成23年度使用教科書の採択事務処理について」を併せて送付しますので、遺漏のないようよろしくお取り計らい願います。

問い合わせ先

子ども教育支援課

教育指導グループ 小山、大貫

電話 (045)210-8223 (直通)



22文科初第97号
平成22年4月9日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文部科学省初等中等教育局長
金森越 哉



(印影印刷)

平成23年度使用教科書の採択について (通知)

教科書の採択は、教科書が教科の主たる教材として学校教育において重要な役割を果たしていることにかんがみ、教育委員会その他の採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究に基づき、適切に行われる必要があります。

平成22年度においては、平成23年度使用教科書の採択を行うこととなりますが、本年度においても、下記の事項について採択関係者に徹底されるとともに、市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。

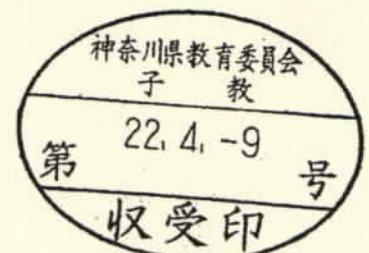
また、採択に関する事務処理の詳細については、別途当局教科書課長から各都道府県教育委員会教科書関係事務主管課長あてに通知しますので(平成22年4月9日付け22初教科第2号「平成23年度使用教科書の採択事務処理について(通知)」:以下「課長通知」という。)、これを十分参照し、事務処理に遺漏のないようお願いします。

なお、教科書採択の在り方については、平成14年8月30日付け14文科初第683号「教科書制度の改善について(通知)」(以下「平成14年通知」という。)等により、その改善方を依頼しているところであります。各都道府県教育委員会におかれては、教科書採択は、採択権者の権限と責任のもと、教科書の内容についての十分な調査研究によって、適切な手続により行われるべきものであることを踏まえ、適正かつ公正な採択の確保を徹底するようお願いします。また、開かれた採択を一層推進するなど、引き続き、これらの趣旨を踏まえた改善を図るとともに、これらのことについて、域内の市町村教育委員会に対する適切な指導をお願いします。

おって、この通知の写しを各都道府県知事及び附属学校を置く各国立大学法人の長あてに送付することを申し添えます。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576



記

1 平成22年度の教科書採択について

(1) 小学校用教科書

平成22年度は、おって送付する「小学校用教科書目録（平成23年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

都道府県教育委員会は、市町村教育委員会並びに国立及び私立の義務教育諸学校の校長に対し、適切な指導、助言又は援助を行うこと。なお、このことは他の義務教育諸学校の採択についても同様であること（義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第10条）。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

(2) 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）用教科書

平成22年度は、平成21年度と同一の教科書を採択しなければならないこと（無償措置法第14条）。

(3) 特別支援学校の小・中学部用教科書

① 小学部

平成22年度は、学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）を除き、おって送付する「特別支援学校用（小・中学部用）教科書目録（平成23年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

② 中学部

平成22年度は、一般図書（特別支援学校・学級用）を除き、平成21年度と同一の教科書を採択しなければならないこと（無償措置法第14条）。

(4) 高等学校用教科書

平成22年度は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）用教科書については、学校教育法附則第9条の規定による高等学校における教科用図書（以下「一般図書（高等学校用）」という。）を除き、おって送付する「高等学校用教科書目録（平成23年度使用）」に登載されている教科書のうちから採択すること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

(5) 一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の採択について

毎年度異なる図書を採択することができること。

その際、特に注意すべき点については、課長通知を参照すること。

2 教科書採択の公正確保について

- (1) 教科書発行者の宣伝行為については、その実態を把握し、事前に適切な対策を講ずること。

平成22年度は、小学校用及び高等学校用の教科書の採択が行われるため、発行者の採択勧誘のための宣伝活動が一層活発になることが予想されること。

このため、文部科学省においては、各教科書発行者に対して採択に関する宣伝行為について指導を行っているところであり（別添参照）、採択の公正確保を一層徹底することが重要であること。

- (2) 静ひつな採択環境を確保していくため、平成14年通知の趣旨を踏まえ、外部からの働きかけに左右されることなく、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択がなされるよう、適切に対応すること。円滑な採択事務に支障をきたすような事態が生じた場合や違法な働きかけがあった場合には、各採択権者が警察等の関係機関と連携を図りながら、毅然とした対応をとること。また、採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、適切な審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに、公開で行う場合には傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な採択環境の確保に努めること。

- (3) 都道府県教育委員会は、外部からの働きかけについて状況を適切に把握し、過大な宣伝行為その他外部から不当な影響等により採択の適正、公正の確保に関し問題があると考えられる場合には、教育委員会等において適切な措置を講ずるとともに、その都度速やかに文部科学省教科書課あてに報告すること。

3 教科書採択方法の改善について

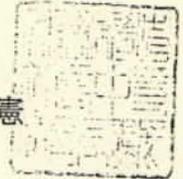
教科書採択については平成14年通知等により、その改善の取組を促してきたところであり、教育委員会は、上記通知等を踏まえて、市町村教育委員会の意向等を的確に踏まえた採択地区の適正規模化等教科書採択方法の一層の改善に努めるようにすること。



22初教科第2号
平成22年4月9日

各都道府県教育委員会
教科書関係事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局
教科書課長 森 晃憲



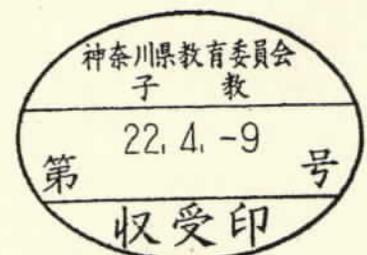
(印影印刷)

平成23年度使用教科書の採択事務処理について（通知）

平成22年度における教科書採択の事務処理については、平成22年4月9日付け22文科初第97号「平成23年度使用教科書の採択について（通知）」により文部科学省初等中等教育局長から通知したところでありますが、更に下記事項に十分留意され、採択関係者に徹底されるとともに、域内の市町村教育委員会に対しても周知をお願いします。

【担当】

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係
電話 03(5253)4111 内線 2576



記

1 小学校用教科書について

平成23年度使用教科書においては、新たに採択した教科書を給与・使用すること。

2 特別支援学校用教科書について

文部科学省が著作の名義を有する教科書（以下、「文部科学省著作教科書」という。）のうち、小学部視覚障害者用及び小学部知的障害者用については、全種目が改訂される予定であるので留意すること。

3 高等学校用教科書について

高等学校の現行の学習指導要領（平成11年文部省告示第58号。以下「平成11年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、「高等学校用教科書目録（平成23年度使用）」の第1部に掲載されている教科書のうちから採択すること。

従来学習指導要領（平成元年文部省告示第26号。以下「平成元年学習指導要領」という。）の適用を受ける生徒が使用する教科書は、同目録の第2部に掲載されている教科書のうちから採択すること。

4 一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の採択について

(1) 学校教育法附則第9条の規定による特別支援学校の小学部及び中学部並びに特別支援学級における教科用図書（以下「一般図書（特別支援学校・学級用）」という。）並びに学校教育法附則第9条の規定による高等学校における教科用図書（以下「一般図書（高等学校用）」という。）の採択に当たっては、採択権者は、教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を採択すること。

(2) なお、義務教育諸学校における一般図書（特別支援学校・学級用）の採択に当たっては、文部科学大臣の検定を経た下学年用教科書又は文部科学省著作教科書の採択を十分考慮すること。さらに、これら以外の図書を採択する場合には、特に下記の①～⑥までの事項に留意するとともに、採択した図書が完全に供給されるよう図書の種類数、供給数及び発行者の所在地等についても配慮しておくこと（特に、発行者が企業等の法人であるか個人であるかに関わらず、平成22年度中に供給可能であるかどうかを十分確認しておくこと。）。

① 児童・生徒の障害の種類・程度、能力・特性に最もふさわしい内容（文字、表現、挿絵、取り扱う題材等）のものであること。

② 可能な限り系統的に編集されており、教科の目標に沿う内容をもつ図書が適切であり、特定の題材若しくは一部の分野しか取り扱っていない図書、参考書的図鑑類、問題集等は適切でないこと。

③ 上学年で使用することとなる教科書との関連性を考慮するとともに、採択する図書の間の系統性にも配慮すること。

④ 教科用として使用する上で適切な体裁の図書を採択するようにし、

オテープ、CD、ジグソーパズル型、切り絵工作型など図書としての体裁をなしていないものは採択しないこと。

⑤ 価格については、教科書無償給与予算との関連から、前年度の実績を考慮するなど、あまり高額なものに偏らないこと。

⑥ 予算上後期用を予定していないので分冊本は採択しないこと。ただし、検定済教科書と同一内容の文字等を拡大したいいわゆる「拡大教科書」については、検定済教科書と同様に分冊本を採択できること。

また、「拡大教科書」については、全分冊が一括供給されず分割して供給される場合にあっても、年度当初の授業で使用される分冊が授業開始前に供給され、以降の供給も授業に支障が生じない時期に供給可能な図書については採択できること。

(3) 都道府県教育委員会は、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の展示会を開催することができるが、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の見本は、発行の状況や価格等を考慮しつつ、都道府県教育委員会が購入することが望ましいこと。

なお、展示会の開催に係る経費は、地方交付税で措置されていること。

一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の発行者は、その展示会に図書見本を出品することができ、また、一般図書（特別支援学校・学級用）及び一般図書（高等学校用）の発行者の依頼を受けた者は展示会に一括して図書見本を出品することができること。

5 教科書見本の送付について

(1) 小学校用教科書見本について

小学校用教科書見本の送付部数限度は平成22年4月9日付け22文科初第99号「教科書の採択に関する宣伝行為等について（通知）」において教科書発行者に対して下表の指導がなされていること。

なお、教員に対する献本は厳に禁止されているので、留意すること。

[表]

送付先	送付部数
都道府県教育委員会	各 15部
指定都市教育委員会	各 6部
市町村教育委員会	各 5部
採択地区	各 (構成市郡数+4)部 (指定都市の採択地区については各3部)
国・私立学校	各 1部
教科書センター	各 2部

(注) 平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)が改正され、各教育委員会が教育委員の数を弾力化できるようになったことに伴い、各教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

送付時期については、採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第、速やかに送付することとされており、4月末日(教科書センターについては5月末日)が期限とされていること。

(2) 中学校用教科書見本について

平成22年度は中学校用教科書については、前年度と同一の教科書を選択することとなるため、見本は送付されないこと。

(3) 高等学校用教科書見本について

高等学校用教科書見本については、新たに検定を経た教科書の見本に限り、都道府県教育委員会、高等学校を設置する市町村教育委員会、高等学校、教科書センターに送付できるとされていること。その場合の送付先別の送付部数の限度は下表のとおりとされていること。

なお、教員に対する献本は厳に禁止されているので、留意すること。

[表]

送付先	送付部数
都道府県教育委員会	各 6部 (但し、職業に関する教科は、各1部とすることができる。)
高等学校を設置する市町村教育委員会	各 1部
高等学校	各 1部
教科書センター	各 1部

(注) 平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(昭和31年法律第162号)が改正され、各教育委員会が教育委員の数を弾力化できるようになったことに伴い、都道府県教育委員会の教育委員の数が6人以上となる場合には、教科書見本の送付部数の限度は、増加した教育委員1人につき1部を上限として上乗せできるものとする。

送付時期については、採択事務に支障のないよう教科書見本を作成次第速やかに送付することとされており、4月末日(教科書センターについては5月末日)が期限とされていること。

(4) 前年度検定本以外の教科書見本の取扱い

教科書見本については、原則として、新たに検定を経た教科書の見本に限り送付できるようになっているが、災害等による教科書見本の滅失や新たな学校の設置等、特別な理由がある場合に限り、その不足分について前年度検定本以外の教科書見本を送付できるとされていること。

6 教科書展示会について

- (1) 教科書の発行に関する臨時措置法第5条による教科書展示会の開始の時期及び期間は、6月18日から14日間とする予定であるので留意すること。
- (2) 法定展示期間外であっても、教科書見本が揃い次第、教科書展示会を開催することは可能であること。なお、法定展示期間内は必ず教科書展示会を開催すること。
- (3) 各都道府県教育委員会においては、教科書展示会の開催時期・場所等について、教員、教育関係者はもとより保護者等広く一般にも積極的に周知を図ること。

7 需要数の報告について

- (1) 需要数の把握に当たっては、より正確なものとなるように努めること。
- (2) 「教科書需要数集計システム」の運用開始時期等については、後日、事務連絡を送付するので留意すること。
- (3) 各都道府県教育委員会から文部科学大臣への需要数報告期限（9月16日）を厳守すること。

- (4) いったん採択した教科書の採択変更に伴う需要数変更は、教科書の発行及び供給に混乱を生じやすいので、採択地区の設定・変更、学校及び学科の新設・廃止等によるほかは認められないこと。

なお、特別のやむを得ない事情により需要数を変更する場合には、採択権者は都道府県教育委員会及び教科書取扱書店（取次供給所）に、都道府県教育委員会は文部科学大臣に報告するとともに、教科書・一般書籍供給会社（特約供給所）に連絡すること。また、この需要数報告の変更及び連絡は、教科書の製造・供給に支障が生じない時期（遅くとも教科書を使用することとなる年度の前年度の12月）までに速やかに行うこと。

- (5) 高等学校においては、平成11年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書と、平成元年学習指導要領の適用を受ける生徒が使用する教科書は異なるので、需要数報告に当たっては混同することなどのないよう十分注意すること。

また、平成11年学習指導要領では、平成元年学習指導要領に比して選択履修の科目が増加しているので、需要数報告に当たっては、生徒の履修科目を十分に把握し、正確な需要数の報告を行うこと。

8 教科書センターについて

教科書センターについては、平成元年4月6日付け文初教第142号初等中等教育局長通知により、新設、移転（住所表示の変更を含む。）、名称変更、廃止の場合又は既設の教科書センターにおいて小・中・高等学校用教科書のうちいずれかを新たに展示することとなった場合若しくはいずれかの展示を止めた場合には、その旨を文部科学省に報告することとされていること。

9 市町村合併の際の事務処理について

市町村合併の際には、新たな教科書の採択や需要数変更の報告など、合併に伴う事務処理が生ずる場合があることから、都道府県教育委員会は、時間的に十分な余裕をもって、教科書課に相談し、事務処理に遺漏のないようにすること。